

国指定十和田鳥獣保護区計画書
【存続期間の更新及び変更（保護の指針の変更）】

平成 29 年 11 月 1 日

環 境 省

1 国指定鳥獣保護区の概要

- (1) 国指定鳥獣保護区の名称
十和田鳥獣保護区

(2) 国指定鳥獣保護区の区域

青森県青森市所在国有林青森森林管理署 214（ほ1及びほ2の各小班を除く。）、215から220まで及び225の各林班、226林班ほ小班、228林班は1からにまでの各小班、229林班は1からは3までの各小班、230林班にからとまでの各小班、231林班、232林班は及びイの各小班、236林班い1、い2、にからと及びイ、ロの各小班、244林班、245林班ろからにまで、イ及びロの各小班、248林班ろ1からは2まで、ほ及びロからニの各小班、249林班はからほまでの各小班、250林班に1からほ2まで及びイの各小班、252林班、253林班にからち2まで、イ及びハからヌまでの各小班、254林班にからちまで及びイからハまでの各小班並びに259林班の区域、同県十和田市所在国有林三八上北森林管理署 51から102まで、105、108から111まで、112（ハ1及びハ2の各小班を除く。）及び113から117までの各林班、119林班ほ1からち1までの各小班、120林班、126林班へ1及びへ2の各小班、127林班り、る及びロの各小班、128林班と及びちの各小班並びに130林班は及びほの各小班、156林班の区域、同県平川市所在国有林津軽森林管理署 1065林班に及びほの各小班、1066林班は1からへまでの各小班、1068林班は1からほまで及びイの各小班、1069林班、1070林班、1075林班ろ及びほの各小班、1076林班に及びほの各小班、1077林班にからへまでの各小班、1078林班はからへまでの各小班、1081林班ろ小班、1082林班（い及びへの各小班を除く。）1083及び1084の各林班の区域、秋田県鹿角郡小坂町所在国有林米代東部森林管理署 3081から3088までの各林班の区域、青森県青森市所在国有林青森森林管理署 201林班南端と青森市と十和田市の境界線との交点を起点とし、同所から同境界線を南進し同森林管理署 214林班と民有地の境界線との交点に至り、同所から国有林と民有地の境界線を西進し同森林管理署 222林班と青森市大字駒込字深沢606番4の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北西に進み同森林管理署 222林班と同市大字駒込字深沢621番2の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北東に進み同市大字駒込字南駒込山八番と同市大字駒込字深沢621番2の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北東に進み同森林管理署 222班と同市大字駒込字深沢621番1の境界線との交点に至り、同所から国有林と民有地の境界線を北東に進み起点に至る線により囲まれた区域、国道103号線と同森林管理署 248林班と民有地の境界線との交点を起点とし、同所から同境界線を東進し同森林管理署 248林班と公有地の境界線との交点に至り、同所から国有林と公有地の境界線を東進し国道103号線との交点に至り、同所から同国道を北進し起点に至る線により囲まれた区域並びにこれらの区域に介在する国有地、公有地、公道、公有水面及び民有地の区域

(3) 国指定鳥獣保護区の存続期間

平成29年11月1日から平成39年10月31日まで（10年間）

2 国指定鳥獣保護区の保護に関する指針

- (1) 国指定鳥獣保護区の指定区分
大規模生息地の保護区

(2) 国指定鳥獣保護区の指定目的

当該区域は、青森県中央部から秋田県北東部に位置し、八甲田山系域、十和田湖周辺域及び十和田湖からの唯一の流出河川である奥入瀬川流域から構成されており、ブナ林を始めトチノキ・イタヤカエデ等の落葉広葉樹林からなる冷温帯林からアオモリトドマツ林・ダケカンバ林等の亜寒帯林へと変化に富んだ林相となっている。このほか、山域、水域、溪流域等の広大な区域からなっており、多様な森林帯、地形等を有している。

このような自然環境を反映して、鳥類では、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）に基づく国内希少野生動植物種であり、環境省が作成したレッドリストに掲載された絶滅危惧ⅠB類のクマタカ、イヌワシ等の猛禽類の生息が確認されている。このほか、絶滅危惧Ⅱ類のクマゲラの生息が確認されている。さらに、ゴジュウカラ、キビタキ等の森林性の鳥類や、ホシガラス、イワヒバリ等の高山性の鳥類、オンドリ、キンクロハジロ、ホオジロガモ等のガンカモ類も確認されており、合計で183種の生息が確認されている。哺乳類ではツキノワグマ、ニホンカモシカを始め42種の生息が確認されており、多種多様な鳥獣の生息地となっている。

このように、当該区域は、行動圏が広域に及ぶ大型鳥獣を始め多様な鳥獣の生息地として重要であることから、当該区域を大規模生息地の保護区として、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

(3) 管理方針

- 1) 大規模生息地の保護区として、イヌワシ、クマゲラ、ツキノワグマ、ニホンカモシカ等の多様な鳥獣の生息環境を保護するため適切な管理に努める。
- 2) 鳥獣のモニタリング調査等を通じて、区域内の鳥獣の生息状況の把握に努め、必要に応じて保全対策を講じる。
- 3) 定期的に巡視を実施する等により、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。
- 4) 農林業被害の発生状況の把握に努め、有害鳥獣捕獲の申請に対しては、被害等の実績を十分考慮して適切に対応する。
- 5) 鳥獣の生息に影響を及ぼさない範囲で、自然とのふれあいの場及び環境教育の場として活用を図る。

3 国指定鳥獣保護区の面積内訳

別表1のとおり。

4 指定区域における鳥獣の生息状況

(1) 当該地域の概要

ア 国指定鳥獣保護区の位置

当該区域は、青森県中央部から秋田県北東部に位置し、青森県青森市、十和田市及び平川市並びに秋田県鹿角郡小坂町の四市町に跨る十和田・八甲田地域の広大な区域からなる。

イ 地形、地質等

当該区域は、東北地方の奥羽脊梁山脈の北縁部に位置する標高 200mから標高 1500m余りに及ぶ区域であり、第四紀に活動を開始した十和田火山群及び八甲田火山群により形成されている。同区域北部に位置する八甲田連峰は、北八甲田火山群及び南八甲田火山群に大別され、南北合わせて 1200～1500m級の山岳 20 座以上の火山体により構成されている。南部には十和田火山の火碎流堆積物の放出によりできた二重式カルデラの十和田湖がある。

地質は、主に火碎岩類及び泥質岩から構成される新第三系を基盤とし、これを不整合に覆う火山碎屑岩類を主体とする第四系で構成されている。

ウ 植物相の概要

当該区域における植生は、低地から高山帯まで極めて変化に富んでおり、標高 500m付近まではスギ、カラマツの植林やクリーコナラーミズナラ群落からなる二次林となっている。標高 900m付近まではブナ等の落葉広葉樹林が広がっている。チシマザサーブナ群落が大面積に分布している地域は、標高 500m前後から標高 900m付近までである。

これらの地域の沢沿いには、ジュウモンジシダーサワグルミ群落が発達し、特に十和田湖及び奥入瀬溪流沿いには典型的な群落が見られる。

標高 900m付近から標高 1400m付近までは亜高山帯に属し、アオモリトドマツ群落を形成しており、下部ではブナと混交し、上部ではダケカンバと混交している。標高 1400mが森林限界となっており、それ以上はいわゆる高山帯に属し、ハイマツ群落が出現している。

八甲田火山群を包括する地域では、山麓部からブナ林そして、アオモリトドマツ林、ダケカンバ林が現れ、ハイマツ林、高山植物群落へと典型的な垂直分布が見られる。山稜部や中腹部には湿原や雪田が発達しており、湿原ではミツガシワ、キンコウカ、モウセンゴケ、サワギキョウ、コバギボウシ等が、雪田ではチングルマ、アオノツガザクラ、ヒナザクラ、イワイチョウ等が見られる。

南八甲田連峰の東麓に位置する薦付近では深いブナ林、奥入瀬溪流沿いではトチノキ、カツラ、イタヤカエデを中心とした落葉広葉樹林などが広がっている。

十和田・八甲田地域の植物相は、127科 920種となっている。

エ 動物相の概要

当該区域に生息している鳥獣相は豊富で、獣類では、ツキノワグマ、ニホンカモシカ、ニホンザル、ホンドタヌキ、ホンドキツネ等 7 目 17 科 42 種の哺乳類が確認されている。

鳥類では、18 目 49 科 183 種が確認されている。クマタカ、イヌワシ等の猛禽類を始め、広大なブナ帯を中心にゴジュウカラ、キビタキ等の森林性の鳥類が多く生息し、高山性の鳥類ではホシガラス、イワヒバリ等が見られる。また、カワガラス、アカショウビン等溪流を好む種類やオシドリ等ガンカモ類が多い。

薦付近の深いブナ林では、シジュウカラ等のカラの仲間を始め、キツツキ類が、沢沿いではミソサザイ、薦沼付近では、キセキレイ、ヤマセミ等が見られる。

十和田湖周辺では冬期、キンクロハジロ、ホオジロガモ、カワアイサ、カイツブリ等の水鳥が集まり、また、湖畔の林内には、一年中、シジュウカラを始めゴジュウカラ、アカゲラ、コゲラ等の森林性の鳥が見られる。

(2) 生息する鳥獣類

- ア 鳥類 別表2のとおり。
- イ 獣類 別表3のとおり。

(3) 当該地域の農林水産物の被害状況

平成28年度は、秋田県小坂町和井奈地区において、ツキノワグマによる漁業被害がみられた。

その他、平成26年度には青森県十和田市宇樽部地区においてツキノワグマによる水稻被害、同じく休屋地区で畑作物への被害の報告があった。

また、青森県及び秋田県では近年ニホンジカの目撃情報があることから、今後、分布の拡大や農林業被害の発生が懸念されている。

なお、当該地域における有害鳥獣捕獲許可件数は、下表のとおりである。

鳥獣名	平成25年度		平成26年度		平成27年度	
	許可件数	捕獲等数	許可件数	捕獲等数	許可件数	捕獲等数
ツキノワグマ	0	0	2	0	0	0

5 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第32条の規定による補償に関する事項

当該区域において、第32条の規定による損失を受けた者に対しては、通常生ずべき損失を補償する。

6 施設整備に関する事項

- (1) 鳥獣保護区用制札 17本
- (2) 案 内 板 7本
- (3) 解 説 板 2基

7 更新の理由

当該区域は、昭和28年10月10日に大規模生息地として鳥獣保護区に設定された後、昭和52年に区域を大幅に拡大する等、設定以後5度にわたる更新及び区域の変更を経て、現在に至っている。

当該区域には、絶滅危惧種であるクマタカ、イヌワシ等の猛禽類やクマゲラ等の森林性鳥類、ツキノワグマ、ニホンカモシカ等の大型哺乳類等の生息が確認されており、今後もこれら多種多様な鳥獣の保護を図っていくため、引き続き鳥獣保護区を指定する必要がある。

8 参考事項

(1) 当初指定

昭和28年10月10日（昭和28年10月9日農第695号）

(2) 経緯

更新

昭和48年10月10日（昭和48年10月9日環境庁告示第62号）

変更（区域の拡大）

昭和 52 年 11 月 1 日（昭和 52 年 10 月 29 日環境庁告示第 80 号）

更新

昭和 62 年 11 月 1 日（昭和 62 年 10 月 27 日環境庁告示第 46 号）

更新

平成 9 年 11 月 1 日（平成 9 年 10 月 22 日環境庁告示第 73 号）

更新

平成 19 年 11 月 1 日（平成 19 年 10 月 31 日環境省告示第 62 号）

別表1 国指定十和田鳥獣保護区の面積内訳

◆形態別面積内訳

	鳥獣保護区			特別保護地区			特別保護指定区域		
	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積
総面積	37,674 ha	ha	37,674 ha	19,366 ha	ha	19,366 ha	ha	ha	ha
林野	29,333 ha	ha	29,333 ha	13,217 ha	ha	13,217 ha	ha	ha	ha
農耕地	1,493 ha	ha	1,493 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
水面	6,102 ha	ha	6,102 ha	6,102 ha	ha	6,102 ha	ha	ha	ha
その他	746 ha	ha	746 ha	47 ha	ha	47 ha	ha	ha	ha

◆所有別面積内訳

	鳥獣保護区			特別保護地区			特別保護指定区域		
	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積
国有地	27,808 ha	ha	27,808 ha	13,057 ha	ha	13,057 ha	ha	ha	ha
国有林	27,653 ha	ha	27,653 ha	13,022 ha	ha	13,022 ha	ha	ha	ha
林野庁所管	27,653 ha	ha	27,653 ha	13,022 ha	ha	13,022 ha	ha	ha	ha
制限林	27,465 ha	ha	27,465 ha	12,969 ha	ha	12,969 ha	ha	ha	ha
保安林	27,386 ha	ha	27,386 ha	12,904 ha	ha	12,904 ha	ha	ha	ha
砂防指定地	79 ha	ha	79 ha	65 ha	ha	65 ha	ha	ha	ha
その他	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
普通林	188 ha	ha	188 ha	53 ha	ha	53 ha	ha	ha	ha
その他の所管	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
国有林以外の国有地	155 ha	ha	155 ha	35 ha	ha	35 ha	ha	ha	ha
環境省所管	77 ha	ha	77 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
国土交通省所管	78 ha	ha	78 ha	35 ha	ha	35 ha	ha	ha	ha
地方公共団体有地	644 ha	ha	644 ha	199 ha	ha	199 ha	ha	ha	ha
都道府県有地	15 ha	ha	15 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
制限林地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
保安林	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
砂防指定地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
その他	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
普通林地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
その他	15 ha	ha	15 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
市町村有地等	629 ha	ha	629 ha	199 ha	ha	199 ha	ha	ha	ha
制限林地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
保安林	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
砂防指定地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
その他	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
普通林地	367 ha	ha	367 ha	191 ha	ha	191 ha	ha	ha	ha
その他	262 ha	ha	262 ha	8 ha	ha	8 ha	ha	ha	ha
私有地等	3,120 ha	ha	3,120 ha	8 ha	ha	8 ha	ha	ha	ha
制限林地	71 ha	ha	71 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
保安林	68 ha	ha	68 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
砂防指定地	3 ha	ha	3 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
その他	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
普通林地	1,242 ha	ha	1,242 ha	4 ha	ha	4 ha	ha	ha	ha
その他	1,807 ha	ha	1,807 ha	4 ha	ha	4 ha	ha	ha	ha
公有水面	6,102 ha	ha	6,102 ha	6,102 ha	ha	6,102 ha	ha	ha	ha
計	37,674 ha	ha	37,674 ha	19,366 ha	ha	19,366 ha	ha	ha	ha

◆他法令による規制区域

	鳥獣保護区			特別保護地区			特別保護指定区域		
	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積
自然環境保全法による地域	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
特別地域	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
普通地域	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
自然公園法による地域 (十和田八幡平国立公園)	37,674 ha	ha	37,674 ha	19,366 ha	ha	19,366 ha	ha	ha	ha
特別保護地区	9,679 ha	ha	9,679 ha	8,184 ha	ha	8,184 ha	ha	ha	ha
特別地域	26,884 ha	ha	26,884 ha	11,182 ha	ha	11,182 ha	ha	ha	ha
普通地域	1,111 ha	ha	1,111 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
文化財保護法による地域 (十和田湖及び奥入瀬渓流)	13,287 ha	ha	13,287 ha	11,028 ha	ha	11,028 ha	ha	ha	ha

(注)

- ヘクタール単位とし、原則として小数点以下を四捨五入する。
- 面積の精査により、数値の変更があった場合は、精査前の面積を既存面積の項に（ ）書きで上段に記載する。
- 「形態別内訳」の水面については、干涸の面積を内数で（ ）書きで記入する。
- 「所有者別内訳」の保安林については、森林法第25条第1項各号の目的別に面積を記載する。
- 「他の法令による規制区域」については、自然環境保全法に基づく指定地域（国指定自然環境保全地域及び都道府県指定自然環境保全地域）、自然公園法に基づく指定地域（国立公園、国定公園及び都道府県立自然公園）、文化財保護法に基づき区域指定地域されている地域のいずれかに該当する場合に、それら規制区域ごとに名称と面積を記入する。

別表2

目	科	種または亜種	種の指定等	備考
キジ	キジ	<input type="radio"/> ヤマドリ <input type="radio"/> キジ		留鳥 留鳥
カモ	カモ	<u>ヒシクイ</u> マガソ コハクチョウ <input type="radio"/> オオハクチョウ <input type="radio"/> オシドリ ヨシガモ <input type="radio"/> ヒドリガモ <input type="radio"/> マガモ <input type="radio"/> カルガモ <input type="radio"/> オナガガモ コガモ <input type="radio"/> ホシハジロ アカハジロ <input type="radio"/> キンクロハジロ <input type="radio"/> スズガモ コスズガモ シノリガモ クロガモ <input type="radio"/> ホオジロガモ <input type="radio"/> ミコアイサ <input type="radio"/> カワアイサ ウミアイサ	VU NT	天然記念物 天然記念物 旅鳥 旅鳥 旅鳥 旅鳥 冬鳥 留鳥 冬鳥 冬鳥 冬鳥 冬鳥 冬鳥 冬鳥 冬鳥 冬鳥 冬鳥 冬鳥 冬鳥 冬鳥 冬鳥 冬鳥 冬鳥 冬鳥 冬鳥 冬鳥 冬鳥 LP
カツオドリ	カツオドリ	<input type="radio"/> カツオドリ アカエリカツオドリ <input type="radio"/> カンムリカツオドリ ミミカツオドリ <input type="radio"/> ハジロカツオドリ		留鳥 冬鳥 冬鳥 冬鳥 冬鳥 冬鳥
ハト	ハト	<input type="radio"/> キジバト <input type="radio"/> アオバト		留鳥 夏鳥
カツオドリ	ウ	<u>ヒメウ</u> <input type="radio"/> カワウ ウミウ	EN	旅鳥 留鳥 留鳥
ペリカン	サギ	<input type="radio"/> ゴイサギ ササゴイ <input type="radio"/> アオサギ <input type="radio"/> ダイサギ チュウサギ コサギ クロサギ	NT	留鳥 夏鳥 留鳥 留鳥 夏鳥 夏鳥 留鳥
ツル	クイナ	バン <input type="radio"/> オオバン		夏鳥 冬鳥
カッコウ	カッコウ	<input type="radio"/> ジュウイチ ホトトギス <input type="radio"/> ツツドリ <input type="radio"/> カッコウ		夏鳥 夏鳥 夏鳥 夏鳥
ヨタカ	ヨタカ	ヨタカ	NT	夏鳥
アマツバメ	アマツバメ	ハリオアマツバメ アマツバメ		夏鳥 夏鳥
チドリ	チドリ	ケリ コチドリ	DD	夏鳥 夏鳥
	シギ	ヤマシギ アオシギ オオジシギ タシギ	NT	夏鳥 冬鳥 夏鳥 旅鳥

		<u>タカブシギ</u>	VU	旅鳥
		イソシギ		留鳥
		ハマシギ	NT	旅鳥
		アカエリヒレアシシギ		旅鳥
	カモメ	ヒメクビワカモメ		迷鳥
		○ ユリカモメ		冬鳥
		ウミネコ		留鳥
		○ カモメ		冬鳥
		セグロカモメ		冬鳥
		オオセグロカモメ		冬鳥
		アジサシ		旅鳥
	ウミスズメ	<u>ウミスズメ</u>	CR	冬鳥
		コウミスズメ		迷鳥
タカ	ミサゴ	ミサゴ	NT	留鳥
	タカ	ハチクマ	NT	夏鳥
		○ トビ		留鳥
		オジロワシ	VU 天然記念物 国内希少	冬鳥
		オオワシ	VU 天然記念物 国内希少	冬鳥
		ツミ		夏鳥
		ハイタカ		留鳥
		オオタカ		留鳥
		サシバ		夏鳥
		○ ノスリ		留鳥
		イヌワシ	EN 天然記念物 国内希少	留鳥
		クマタカ	EN 国内希少	留鳥
フクロウ	フクロウ	オオコノハズク		留鳥
		コノハズク		夏鳥
		○ フクロウ		留鳥
		アオバズク		夏鳥
		コミニズク		冬鳥
サイチョウ	ヤツガシラ	ヤツガシラ		旅鳥
ブッポウソウ	カワセミ	○ アカショウビン		夏鳥
		○ カワセミ		留鳥
		○ ヤマセミ		留鳥
	ブッポウソウ	ブッポウソウ	EN	夏鳥
キツツキ	キツツキ	アリスイ		夏鳥
		○ コゲラ		留鳥
		○ オオアカゲラ		留鳥
		○ アカゲラ		留鳥
		クマゲラ	VU 天然記念物	留鳥
		○ アオゲラ		留鳥
ハヤブサ	ハヤブサ	チヨウゲンボウ		留鳥
		チゴハヤブサ		夏鳥
		ハヤブサ	VU 国内希少	留鳥
スズメ	サンショウクイ	サンショウクイ	VU	夏鳥
	カササギヒタキ	サンコウチョウ		夏鳥
	モズ	<u>チゴモズ</u>	CR	夏鳥
		○ モズ		留鳥
		アカモズ	EN	夏鳥
	カラス	○ カケス		留鳥
		○ ホシガラス		留鳥
		○ ハシボソガラス		留鳥
		○ ハシブトガラス		留鳥
	キクイタダキ	キクイタダキ		留鳥
	シジュウカラ	ハシブトガラ		迷鳥
		○ コガラ		留鳥
		○ ヤマガラ		留鳥
		○ ヒガラ		留鳥
		○ シジュウカラ		留鳥

ヒバリ	ヒバリ	留鳥
ツバメ	○ ツバメ ○ イワツバメ	夏鳥 夏鳥
ヒヨドリ	○ ヒヨドリ	留鳥
ウグイス	○ ウグイス ○ ヤブサメ	留鳥 夏鳥
エナガ	○ エナガ	留鳥
ムシクイ	○ メボソムシクイ エゾムシクイ ○ センダイムシクイ	夏鳥 夏鳥 夏鳥
メジロ	メジロ	留鳥
センニュウ	エゾセンニュウ	旅鳥
ヨシキリ	オオヨシキリ コヨシキリ	夏鳥 夏鳥
レンジャク	キレンジャク ヒレンジャク	冬鳥 冬鳥
ゴジュウカラ	○ ゴジュウカラ	留鳥
キバシリ	キバシリ	留鳥
ミソサザイ	○ ミソサザイ	留鳥
ムクドリ	○ ムクドリ ○ コムクドリ	留鳥 夏鳥
カワガラス	○ カワガラス	留鳥
ヒタキ	○ マミジロ ○ トラツグミ クロツグミ マミチャジナイ シロハラ ○ アカハラ ○ ツグミ ○ コマドリ ノゴマ ○ コルリ ○ ルリビタキ ジョウビタキ ノビタキ サメビタキ コサメビタキ ○ キビタキ ○ オオルリ	夏鳥 留鳥 夏鳥 旅鳥 冬鳥 夏鳥 冬鳥 夏鳥 旅鳥 夏鳥 旅鳥 夏鳥 旅鳥 夏鳥 旅鳥 夏鳥 夏鳥 夏鳥 夏鳥 夏鳥 夏鳥 夏鳥 夏鳥
イワヒバリ	○ イワヒバリ ○ カヤクグリ	旅鳥 留鳥
スズメ	○ ニュウナイスズメ ○ スズメ	夏鳥 留鳥
セキレイ	○ キセキレイ ○ ハクセキレイ ○ セグロセキレイ ○ ビンズイ タヒバリ	留鳥 留鳥 留鳥 夏鳥 冬鳥
アトリ	○ アトリ ○ カワラヒワ ○ マヒワ ベニヒワ ハギマシコ ベニマシコ オオマシコ ギンザンマシコ イスカ ○ ウソ ○ シメ	冬鳥 留鳥 冬鳥 旅鳥 冬鳥 冬鳥 冬鳥 旅鳥 留鳥 旅鳥 旅鳥

	○ イカル	留鳥
ホオジロ	○ ホオジロ	留鳥
	ホオアカ	夏鳥
	○ カシラダカ	冬鳥
	ミヤマホオジロ	冬鳥
	<u>シマアオジ</u>	旅鳥
	ノジコ	夏鳥
	○ アオジ	夏鳥
	クロジ	夏鳥
合計	18	49
		183

(注)

1. データは既存文献、鳥獣保護区管理員報告書、調査業務結果に拠る。
2. 鳥類の目・科・種（和名）及び配列は、日本鳥類目録改訂第7版（日本鳥学会、2012年）に拠った。
3. ほ乳類の目・科・種（和名）及び配列は、日本の哺乳類改定版（阿部永ほか、2005年）に拠った。
4. 種指定等の要件は次の通りである。
環境省レッドリスト2017
EW：野生絶滅、CR：絶滅危惧 I A類、EN：絶滅危惧 I B類
VU：絶滅危惧 II類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足
国内希少：絶滅の恐れのある野生動植物の種の保存法に関する法律による国内希少野生動植物種
国際希少：絶滅の恐れのある野生動植物の種の保存法に関する法律による国際希少野生動植物種
天然記念物：文化財保護法による天然記念物
5. ○印は当該区域において一般的に見られる鳥獣。アンダーラインは鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第2条第4項により特に保護を図る必要があるものとして環境省令で定める鳥獣及び天然記念物に指定された鳥獣。
6. 備考欄には、鳥類については留鳥、夏鳥、冬鳥、旅鳥又は迷鳥の別を記載する。

別表3

目	科	種または亜種	種の指定等	備考
食虫目	トガリネズミ科	カワネズミ ニホンジネズミ		
	モグラ科	ヒメヒミズ ヒミズ ミズラモグラ アズマモグラ	NT	
翼手目	キクガシラコウモリ科	キクガシラコウモリ コキクガシラコウモリ		
	ヒナコウモリ科	モモジロコウモリ ヒメホオヒゲコウモリ クロホオヒゲコウモリ カグヤコウモリ ヤマコウモリ ヒナコウモリ ウサギコウモリ テングコウモリ コテングコウモリ	VU	
霊長目	オナガザル科	ニホンザル		
食肉目	イヌ科	キツネ タヌキ		
	クマ科	ツキノワグマ		
	イタチ科	テン イタチ イイズナ オコジョ アナグマ		
	ジャコウネコ科	ハクビシン		外来種
偶蹄目	イノシシ科	イノシシ		
	シカ科	ニホンジカ		
	ウシ科	カモシカ		天然記念物
齧歯目	リス科	ニホンリス ムササビ ニホンモモンガ		
	ネズミ科	ヤチネズミ ハタネズミ アカネズミ ヒメネズミ ドブネズミ クマネズミ		外来種 外来種 外来種
	ネズミ科	ハツカネズミ		外来種
	ヤマネ科	ヤマネ		天然記念物
兎目	ウサギ科	ニホンノウサギ		
合計	7	17	42	

(注)

- データは既存文献、鳥獣保護区管理員報告書、調査業務結果に拠る。
- 鳥類の目・科・種（和名）及び配列は、日本鳥類目録改訂第7版（日本鳥学会、2012年）に拠った。
- ほ乳類の目・科・種（和名）及び配列は、日本の哺乳類改定版（阿部永ほか、2005年）に拠った。
- 種指定等の要件は次の通りである。

環境省レッドリスト2017

EW：野生絶滅、CR：絶滅危惧IA類、EN：絶滅危惧IB類

VU：絶滅危惧II類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足

国内希少：絶滅の恐れのある野生動植物の種の保存法に関する法律による国内希少野生動植物種

国際希少：絶滅の恐れのある野生動植物の種の保存法に関する法律による国際希少野生動植物種

天然記念物：文化財保護法による天然記念物

- 印は当該区域において一般的に見られる鳥獣。アンダーラインは鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法

律第2条第4項により特に保護を図る必要があるものとして環境省令で定める鳥獣及び天然記念物に指定された鳥獣。

- 備考欄には、鳥類については留鳥、夏鳥、冬鳥、旅鳥又は迷鳥の別を記載する。